平成２１年（フ）第３９号
青森県八戸市小中野３丁目19番15号
債務者　上山　　正
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
青森県八戸市旭ヶ丘３丁目１番地161、前住所青森県八戸市大字新井田字市子巻目33番地12
債務者　廣田　和久
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
青森県八戸市城下４丁目10番12号　馬場住宅１号、前住所青森県八戸市城下２丁目13番20号月舘荘Ａ
債務者　北村　博子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
青森県八戸市石堂４丁目２番26号
債務者　櫻井　真也
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
青森県八戸市大字鮫町字綗久保２番地２　ステラマリスＣ102、前住所盛岡市天昌寺町９番５号
債務者　齊藤　　学
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
青森県八戸市大字湊町字上中道25番地５
債務者　柳沼美智代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
青森県八戸市売市２丁目３番30号　メゾン川口Ａ―102、前住所青森県八戸市売市４丁目３番20号
債務者　輕米　忠雄
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
青森県八戸市大字白銀町字三島下24番地41しおざい荘１号、前住所青森県八戸市大字白銀町字堀ノ外14番地77
債務者　加賀　成二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
青森県八戸市城下２丁目14番23号　コーポ佐々木Ｂ―20
債務者　米田　昌弘
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字中屋敷３番地６
債務者　加藤　久子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
青森県八戸市青葉２丁目８番９号　小向荘２－２
債務者　若宮　澄子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第９０６号
埼玉県上尾市中妻１―14―16、住民票上の住所埼玉県川越市大字今福1024番地57
債務者　高橋　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４０号
さいたま市桜区大字大久保領家82番地４
債務者　鈴木　重信
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１００３号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目３番18号　プラザドゥペートンＣ201
債務者　石橋　祐二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１００７号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―817号　雇用促進住宅
債務者　宮崎　真人
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２４号
埼玉県川口市上青木西３丁目13番８号―202号
債務者　松田　昭男
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係